

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅴ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標 4 失業等給付等の支給により、求職活動中の生活の保障等を行うこと 施策目標 4-1 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること
	政策の達成目標	失業者に対する失業等給付等の支給を通じて、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にするなど再就職を促進し、セーフティネット機能の強化を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	失業等給付等は、その給付目的達成のため必要最小限度に設定するものであり、これに対して課税した場合、憲法第 25 条に国の社会的使命として明らかにされている、国民に対する最低生活保障の原則に矛盾する等の理由から、非課税措置が不可欠である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	失業等給付等に係る非課税については、法改正に合わせて平成 15 年度、平成 19 年度、平成 21 年度、平成 22 年度、平成 23 年度、平成 24 年度、平成 26 年度、平成 28 年度、令和 2 年度、令和 3 年度等に非課税措置の維持等の税制改正要望を行った。